

8番（藤田 興一君） 改めて、おはようございます。

先の12月2日の本会議におきまして、現東員町長から、来期の不出馬の声明がございました。残すところ5カ月ぐらいでございますが、長きにわたり、町長、本当にご苦労様でした。これからも退陣された後におきましても、行政のためにご尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

そして先の11月20日でございますが、私の住んでいます城山3丁目におきまして、高齢者による行方不明の事件が発生しました。おかげさまで皆様方の協力を得まして、無事に発見されましたけども、その捜索に当たりまして、町長はじめ消防団、民生委員、そして役場関係の部署の方に深く感謝の意を申し上げます。突然の失踪といいますか、行方不明の状況の中におきまして、特に消防団の方には即時対応の姿勢をいただきまして、本当に心から御礼を申し上げます。

私自身も10年にわたる自治会長を仰せつかった中におきまして、消防団員の推薦を行政から承ってくるわけでございますが、その推薦にも非常に苦労しました。なかなか後継人がいないということで、消防団員になりますと、5年、10年という長きにわたって勤続をされております。そういう状況の中におきまして、今回の捜索におきましても、お勤めが終わって夕食中にもかかわらず、大勢の方が駆けつけていただき、無事捜索の功がありまして、発見されましたことに、また改めて御礼を申し上げます。

そして今回の質問でございますが、消防団協力事業所表示制度について、質問をさせていただきます。

消防団員は常備の消防団員とは異なり、通常は職業を持ちながら、自らの地域は自らで守るといふ郷土愛護の精神に基づき、消防活動や災害防御を行う権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員であるとともに、市町村の消防機関でございます。

この消防団は地域防災の中核的な存在として、地域に密着した活動を展開しておりますが、消防の常備化が進化することで、今後消防団の役割が拡大し、地域住民の期待が高まる状況にあるにもかかわらず、社会経済の進展により、産業構造や就職構造が大きく変化をして、被雇用者の割合が大幅に増加しているのが現状でございます。

昭和50年に約112万人おられた消防団員が、平成2年には約99万人、平成18年には90万人と、大きく減少している状況でございます。これ以上の減少傾向が続くことは、地域の安全を確保する上にも大変憂慮される状況であり、かつ就業構造の変化にあわせて、被雇用者が消防団員として入団しやすく、かつ活動しやすい環境を整備する必要が求められました。

そこで平成17年度に総務省消防庁では、消防団活動への一層の理解と協力を得るため、消防団と事業所の協力体制のあり方について検討した結果、事業所として

消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任と認められ、当該事業所の信頼性の向上にもつながるということにより、地域における防災体制が一層充実されるように、消防団協力事業所表示制度が提案され、平成18年11月19日付におきまして、制度の実施について通達がなされました。

そこで、この消防団協力事業所表示制度の取り組みが、東員町におきまして、現在どのような状況下にあるかのご説明を願いますとともに、これとは関係ないとはいえ、多少なりとも連鎖がございます、去る11月1日に、町内の建設会社との間で災害時の応急措置に関する協定書なるものが締結されましたが、あわせてその趣旨等についても、お答えをいただきたいと思います。

その2点についてのご答弁を、よろしくお願い申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 藤井総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） おはようございます。

それでは藤田議員からの、消防団協力事業所等についてのご質問に、お答えを申し上げます。

消防庁は、年々減少する消防団員の確保のため、また団員の7割が被雇用者であることから、団員として活動しやすい環境を整備することを目的に、事業所の消防団活動への理解と協力を得る施策として、消防団協力事業所表示制度を制定し、三重県を通じ、普及推進をしているところであります。

本町の取り組みでございますが、三重県の指導により、実施要綱を策定したところであり、早急に消防団員が勤務をいただいております事業所に対し、制度をご説明し、消防団協力事業所として指定をさせていただき、協力体制の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、災害時の応急措置に関する協定書でございますが、去る11月1日に、町内の建設関係業社17社と地震・風水害等で町内に災害が発生した場合、速やかに応急工事を実施し、機能の確保を図ることを目的といたしまして、協定を締結させていただいたところでございます。

現在、災害発生時に迅速な対応ができるよう、連絡体制等について検討を行っているところであります。

よろしくご理解賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） 答弁ありがとうございました。

先ほどの部長からの答弁の中に、実施要綱なるものが策定できたということでございますが、それはいずれ全議員にお示しをお願いしたいと思います。

表示制度ができたということに関して、行政の協力を得まして、現在の消防団員の職種といたしますか、被雇用者の内容を調べさせていただきました結果、全団員95名中、被雇用者、要するに職を持っておられる方、会社員、その他いろいろござい

ますが、95名中72名が職を持っておられる。全体の76%という非常に大きな比率でやっておられる。自営業の方が20名ということで21%、その他といいますが、無職が3名ということで4%。

人数の分類を見ましても、ほとんどの方が職を持っていらっしゃる。ということは、会社の組織にもよると思いますが、私が先ほど質問しましたように、東員町におきまして、事業所等の表示制度の要綱ができたということでございますが、例えば大きな会社、大企業といいますが、そういうところとは表示できますが、非常に少人数の零細企業といいますが、そういうところとの差はございましょうが、大小にかかわらず、先ほど言いましたように、95名中76名の方が俗に言う会社員、サラリーマンであるというふうに判断すれば、そういう会社が何社あるかはわかりませんが、会社等とどういうふうな交渉をされておられるかという現状の報告を、先ほど説明があったかどうかわかりませんが、再度ご説明のほど、お願い申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 藤井総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） お答えを申し上げます。

まず、本町の95名の団員の職務分類につきましては、今、藤田議員からご案内がありましたとおりでございますが、被雇用者の72名がお勤めいただいている事業所が38ございまして、そのうち町内の事業所が11、お勤めいただいております方が35名、町外が27事業所で37名となっております。

事業所等との協議でございますが、ようやく要綱ができ上がりましたので、先ほどご答弁させていただきましてとおり、勤務先であられます事業所に説明に上がりたいと考えておりますが、現状で2名以上の団員がお勤めの事業所は、役場、農協を除きまして4カ所でございます。そのうち町内の事業所は1カ所でございます、まずそちらからと考えております。1名お勤めの町内の事業所が9カ所ございますので、そちらのほうにも、協力事業所として表示制度がありますということ、ご案内をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） 先ほど部長のほうから2名以上とありましたが、たしか表示制度をするに当たっては2名以上とかいう、人数のことも規約として入っております。ただ東員町の場合は、先ほど言われましたように、38の会社の中において、11と、非常に少ない。そして2名以上となってくると4カ所しかないということでございますので、38の会社から4といいますが、ほとんど0に近い数値ということでございますので、2名とかいうものには関係なしに、これから0人でもという形で、表示制度を新しくやっていただきたい。2名いるからじゃなくて、

新しくやっていただきたい。1名でもいいのではないかというふうに思いますので、その辺も要綱としては、全国統一化されています指導によらず、その辺の謙虚なる姿勢を持ってやっていただきたいというふうに思っております。

それは1つ、お願いとしてお聞き願いたいと思いますが、次に、サラリーマンは給料をもらっている立場から、いくら東員町の消防団であっても、例えば仕事に招集がかかっても非常に出にくいということで、その辺は今後の交渉ということに期待はするべきでございますが、それとは別に、いろんなことを研究するに当たって、他自治体のいろんなものを調べたりした結果、その中に優遇措置というものがかなり適用されておられます。

例えば一例を申し上げさせていただきますが、一番先進的に取り組んでおられるのが長野県で、県自体がそういう条例をつくっておられます。これが大きな優遇措置を取っているわけでございますが、長野県の優遇措置について、紹介をさせていただきますが、こういうことが書いてあります。消防団活動協力事業所応援減免についてということでございますが、まず減税に関しての優遇措置がございます。これは中小法人、個人事業主というふうに分けて、中小法人の中の法人事業税に関しては、税額の2分の1、個人事業の個人事業税に対しても2分の1、ただし限度額は10万円というふうにあるわけですね。

それからもう1つあるのですが、例えば宮城県の石巻市でございますが、優遇措置として、町から発注する土木工事に関して、総合評価というのを取り組んでおられると思いますが、それに関してプラス的なものを点数として入れるとかいうふうな、そういう優遇措置をかなり取り入れております。それをやることによって、いい言葉かどうか知りませんが、ギブ&テイクじゃないかと思えます。ただお願いばかりでも、そこに何らかのギブというものも与えなくてはならない。そういうものに関して、要綱はできましたが、先ほど言いましたように、各事業所との交渉の段階において、優遇措置に関してどういうふうにお考えなのかを、お示し願いたいと思えます。

議長（山本 陽一郎君） 藤井総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） お答えを申し上げます。

いろいろ事例を挙げられまして、県市町でございますが、全国的に見ますと、市町では公共工事の入札において、特例措置をされてみえる市町もあるようでございます。本町の団員のうち、会社員45名の勤務先を見てみますと、36事業所にお勤めで、本町の公共工事に関連する企業は、たまたまでございますが、ございませんでした。そのようなことから、現在は特例措置の導入については、必要がないかなというふうな考え方でおります。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） 今、会社会的なメインタイトルでございますが、先ほども言いましたように、個人の方もいらっしゃるわけですね。意外と火事とか何とかというのは夜に発生しやすいのですが、会社の勤めておられる場所によっては非常に過ごしにくい場合もございます。ただそういうことも、特に消防団の団員の方に関しては、いろんな国の措置というものがございます。これはあくまでも身分的な保障でございます、当然あってしかるべきでございます。

そういうこととは違う意味においても、先ほど事業所に関しては、そういう優遇措置等は考えておられないということもおっしゃられましたけども、私はさらに一歩進んで、消防団員の方々の個人にも、何らかの優遇措置というものは考えるべきではないかというふうに思っております。

先ほどの私どもの件にも出しましたけど、それをたとえて言うわけではございませんけれども、一番忙しい夕食時、晩酌も飲めなくて飛び出してきたということに関しては、家庭にまでも非常に影響を及ぼしているということでございますので、消防団員になったから国の保障ということではなくて、個人的な保障もあわせて、事業所等もあわせて、再度お考えになる気持ちはございませんか。

再度、ご答弁をお願い申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 藤井総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） 非常に難しいご質問でございますが、決して消防団員の方の体制につきまして、私ども十分とは考えておりません。公務災害補償等は整備されておりますが、その辺のことは考えておりませんが、消防団員と申しますのは、崇高な使命のもと、消防団員として活動いただいております、その活躍に対しましては、叙勲とか表彰等が整備されておりますので、そのようなものをもって士気を高めていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上です。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） 制度もできて、かなり年数もたっているわけでございますので、まだ要綱（案）だと思います。まだまだ改善の余地がございますし、要綱ができてかなりたった中において、研究されていると思いますので、要綱が最終的なものにでき上がる段階においては、私が要求したようなものに近い、非常に素晴らしいものであるように作成していただきたいということを、強くお願い申し上げます。

次にいきますが、先ほど聞きました災害時の応急措置に関する協定書、これを行政のほうからいただきまして、その文面を読ませていただきましたけれども、まだまだ細部にわたって作成する要綱もあろうかと存じます。

そこで3点ほど質問をさせていただきますが、この協定書について気づいた点、また要望を今から申し上げますが、よろしく答弁をお願いしたいと思います。

まず1つ目には、せっかくできました東員町の協定書と、先ほどの消防団の協力事業所表示制度、この連携を図れないものかということでございます。そして優遇措置的なものも同じように考えられないか。要するに消防団協力事業所表示制度と今回できました東員町の建設業者との間に結ばれました災害時の応急措置に関する協定書を連携的なものとしてプランニングできないか、ということに関してはどういふふうにお考えなのか、ご答弁をお願いします。

議長（山本 陽一郎君） 藤井総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） お答えを申し上げます。

今回ご協定をいただきました建設会社は、12月の広報でご案内を申し上げましたとおり、1社は営業所ですが、そのほか16社は、町内に本拠を置かれております事業所でございます。本町の公共工事の町内指名業者すべてが、そこにご参加をいただいております。

そういうこともありまして、特に優遇という面を考えると、私ども指名に当たりましては、基本的に町内優先という考え方を持っておりますので、1社の営業所は別でございますが、そういうような形で取り扱いをさせていただいております。

議員ご提案のありました表示制度とのかかわりでございますが、要綱が、消防団員確保と協力という面の二面性を持っておりますので、消防団員確保について、また消防団の資機材の提供についての論議を進めてまいりましたときに、表示制度と絡み合わせて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） これは決定でございますが、協定書の項目等がまだ作成されると思いますので、その辺もよく検討していただきたいということを強く要望しておきます。

2つ目でございますが、ただこういう17業者の名前が一覧で書いてあるだけであって、この17業者の連携的な組織表的なもの、どこが頭になって、どういうふうにするという組織的連絡要綱とかいうものが、この中には書いておられません。そういう意味におきまして、協定書の中における連携、それとあわせて、先ほど言いました消防団とも絡みがございましょうが、さらに大きな連携として考えられるのは、自治会との連携であると思います。自治会におきましても、自治会は自治会なりの自主防災組織というものをつくっております。災害が発生したときには、協定書におきましては主に大きな災害、例えば道路が寸断したとか、建設業者しかできないような項目というふうには書いてございますが、それはそれとして、自治会

との連携等も、さらなる明確化を図る必要があるのではないかと。そういうものに関して、この協定書には、そういうことが明細として書かれておられません。今後、自治会との連携に関しても、先ほどの消防団との連携とあわせて、どのようにお考えなのか、お考えをお示し願いたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 藤井総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） お答えを申し上げます。

非常に難しいご質問でございますが、組織づくりと申しまししょうか、体制づくりでございますが、現在、地区割とか所有資機材、従業員数等を調査中でございまして、いましばらくお時間をいただきたいと考えております。

また、自治会との連携でございますが、各自治会には自主防災組織を立ち上げていただきまして、先般、自治会長会で連絡協議会の組織をつくっていただきました。今後協定いただきました事業所との連携につきましては、また地元と十分その辺を詰めながら、協議会の場で論議をしていただいたり、行ってまいりたいと考えております。

よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） 3つ目の質問でございますが、17業者、確かに東員町におきましては優秀な建設業者でございます。ただ、災害応急工事、要するに道路が切断したとか、山が崩れたとかいう、建設業者でしかできない災害復旧ということをご予測されておりますが、会社によっては、ここ最近非常に不景気ということでございまして、人員の削減、機械等の資機材の処理等をかなりやっておられる会社もございまして。

そういう中において、17業者におきましても、人員、重機械及び資機材の確保が、会社によってはそれぞれ保有の内容も違ってまいります。災害とかそういうものが発生したときに、先ほど言いましたように連携を取らないことには、地域にAという業者がいたら、Aの業者に、重機1台持ってこいといったら、ありませんということになってきますから、先ほど言った1つ目の連携というのは、当然こういうことが出てくるのではないかとということによりますから、大きな災害のときに、失礼な言い方かもしれませんが、会社によっては、先ほど言いましたような重機械等の資機材に関しての保有の内容が全く違っておられます。そういうものも今後どういうふうな対応をしていくか。先ほど言いましたように、そういう連携もさることながら、資機材をどういうものを現時点で持っているのだという、そういうものも事前に把握しておかないと、いざといったときに、遠いところから、技術屋さんから、そんなものを持ってこられることもできません。そういう人員並びに重機材の保有に関して、今後どういうふうな管理をしていくかということに関して、お答えを願いたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 藤井総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） 先ほどもご答弁をさせていただきましたが、現在所有されております資機材、従業員数等も調査中でございますが、今ここで明解な回答はできないわけでございますが、本町の広さを考えますときに、大きな員弁川を1つのバリアと考えれば、そのバリアに対する町の南と北の分団、また笹尾地域、城山地域と従来の神田・稲部地域を2つの地域と考えれば、そういうふうな形でエリアをとらえるというふうな考え方、いろいろ検討する余地はあろうかと考えておりますので、これから始めさせていただきますので、どうぞご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） 2つの消防団協力事業所の表示制度、そして災害時における建設業者との協定に関しては、まだ案の状況でございます。先ほど私が申し上げましたことも、多々参考になろうかとは思いますが、さらなる検討をしていただき、立派な協定書並びに表示制度というものを、しっかりとしたものをつくっていただきたいと強くお願い申し上げまして、2つ目の質問に入らせていただきます。

2つ目の質問は、無料低額診療制度について、質問をさせていただきます。

この無料低額診療制度なるものは、社会福祉事業法第2条第3項の項目中に、規則として多くございまして、その中の3つを紹介させていただきますと、生活困窮者のために無料または低額な料金で簡易住宅を貸しつけ、または宿泊所その他の施設を利用させる事業、2つ目には、生活困窮者のために無料または低額な料金で診療を行う事業、3つ目には、生活困窮者に対して無料または低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業等が規定されております。

戦後の昭和26年に、社会福祉法に基づいて設けられたものでございますが、昭和32年、昭和49年、そして平成13年に基準の改正が行われて現在に至っております。

この制度は国民健康保険の医療費の本人3割負担を、年金生活者や失業者の生活苦などの理由により、生活困窮者に対して一時的に減額または免除する制度でございます。一時的でございます。

平成15年に全国的に232カ所あった施設が、平成22年6月現在におきましては356カ所と増えておりますが、この制度を実施するか否かの判断は、国保を運営する市町村に任せられていることや、国保財政悪化の中、減免分を自治体側が負担しなければならないことなどから、制度活用に踏み切れない自治体が多いと言われております。



三重県下では、この制度の施行規則や条例を定めた市町は、津市、四日市市、桑名市の3市だけでございます。この制度に関して、世間的にも知られてない制度でございましょうが、東員町においては、まだこの制度には取り組んでないというふうに私は確信しておりますが、この制度に対する東員町における現在の取り組み状況と、今後の展望についてのご答弁をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（山本 陽一郎君） 岩田生活福祉部長。

生活福祉部長（岩田 利弘君） 藤田議員の無料低額診療制度についてのご質問に、お答え申し上げます。

無料低額診療制度につきましては、昭和26年に施行されました社会福祉法第2条第3項第9号におきまして「生計困難者のために、無料または低額な料金で診療を行う事業」と定められており、この事業は生活困窮者が経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料、または低額な料金で診療を行うものであります。

この事業を実施できるのは、社会福祉法人や病院、診療所など、医療機関となっており、都道府県、政令指定都市・中核市への届け出を行い、認可を得ることによって、この事業を実施することができます。

認可には、延べ患者総数のうち、無料・減額の対象となる方が10%以上になる見込みなど、一定の条件を満たすことが必要であり、医療機関の自主的判断となっております。

なお、減額等の医療費についての補てんはなく、税法上、この事業を実施するための施設等の固定資産税につき非課税となります。

このような条件の中、全国では356カ所が認可されており、三重県内におきましては、全国的に施設を持つ済生会が運営する松阪総合病院と明和病院の2カ所で実施されておりますのが現状でございますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、生活困窮者を対象とした医療費窓口負担の減免制度につきましては、国民健康保険法により減免することができる旨のみを規定されているところであり、明確な基準がなかったことと、負担の公平性や国保財政への影響が懸念されることから、各保険者の対応にばらつきがあるところでございます。

そこで先般、生活困窮者対策として、厚生労働省において減免基準等が示されたところであります。

具体的には、災害や事業の休廃止、失業等により収入が一時的に生活保護基準以下の状況になった場合などとされており、減額割合は各保険者で規定することとされております。

一方、一部負担金を減免することにより、新たに発生する保険者の負担増につきましては、対象となった減免額の2分の1を、国の特別調整交付金で補てんすることとされておりますが、残りの2分の1につきましては保険者負担となるため、国保財政の逼迫、強いては保険料の引き上げにつながるため、県内の市町では実施には至っておりません。

今後は被保険者の負担の公平性と財政状況を勘案しつつ、近隣市町の動向も踏まえ、慎重に制度の運用・構築に向け、検討してまいりたいと考えております。

ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） 結果的には、まだできてないというふうに判断しますが、先ほど部長の答弁の最後のほうに、構築に向けて検討しますと。私が一番嫌いな言葉は検討でございまして、行政言葉であろうかと思っておりますが、構築に向けて努力しますとか、構築に向けて必ず行いますという言葉に置きかえられませんか。

議長（山本 陽一郎君） 岩田生活福祉部長。

生活福祉部長（岩田 利弘君） 先ほどもご答弁させていただきましたように、減免額の2分の1につきましては保険者負担となるということで、県内のすべての保険者につきましても、まだどこも実際には実施してございません。ですから周辺市町の動向も踏まえまして、保険料の負担に影響が、今のところでは出るような状況でございますので、その辺も慎重に検討してまいりたいと考えております。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） 周辺の市町の動向を得るのだったら、すべてがそういうふうになってしまうので、そうではなくて、東員町はこうですよ。東員町は単独でいってるわけでございますから、単独をやる上において、こういうものは絶対必要だというふうに、そういう強い姿勢を示していただきたい。周りの行政のどうのこうのとかいうことではなくして、それは態度を改めて、東員町としてはこうだということをしていただきたいというふうに強くお願いしておきます。

部長がおっしゃられましたように、この制度というのが非常に古いものであり、先ほども言いましたように昭和49年に1回、改定の通知がございまして、それから平成13年までは、今部長が言われましたように、いろんな規定の条件が書いてございます。

それは行政側の問題であって、一つは現在高齢化が非常に進んで、年金受給者も非常に増えている。先ほど部長もおっしゃられましたように、景気低迷による失業者の増加などで、この制度を利用する人は、制度を知ったら結構多いと思います。ところが戦後にできたという古い制度であり、また行政側にしか、数年にわたっての改定しかないということで、結果的には住民はこういう制度を知らない。要するに行政としてこういうものをアピールしていない。だから使う人もいないから、行

政も知らん顔をしているのではないかというふうに見受けられます。これをもう少し町民等にアピールすれば、アピールする前に、条例のようなものをつくらなくてはならないのですけども、つくっていただいた上に、こういうものをしていただくと、非常に利用者も多くなろうかと思えます。

私が今質問しようとしたのは、当然やっていただいける、やっていただいた上で、今後どういうふうに町民にアピールするか、それをお聞きしたかったわけです。この制度を必ずやります、できましたという仮定のもとに、今後町民に対してどういうふうなアピールをしていただくのか、答弁をお願いしたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 岩田生活福祉部長。

生活福祉部長（岩田 利弘君） この制度につきましては、窓口負担の軽減を行いますと、その2分の1につきましては特別調整交付金で来ますが、あとの2分の1につきましては、ほかの方の全体の保険料のほうにはね上がってきますので、その辺につきましては、慎重に検討していきたいと考えております。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） とにかく国のほうもこういう制度をやりなさい、そして非常に世の中が不景気な状況の中におきましても、東員町は周りの市町村を気にすることなく、東員町として単独なる、こういう制度の取り組みに取り組んでいただきたいことを強くお願いしますが、その辺どうですか。

議長（山本 陽一郎君） 岩田生活福祉部長。

生活福祉部長（岩田 利弘君） 先ほども答弁させていただきましたように、この制度をガイドラインということで、国のほうも示してございますが、東員町といたしましても、ほかの保険料の値上がりにつながりますので、慎重に対応したいと考えております。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） 最後の質問になりますが、この11月25日に中日新聞に、こういう記事がございました。増え続ける生活保護費ということで、四日市市が補助費の12億円増額へと、これとは関連ないにしても、その中を読みますと、四日市市では生活保護世帯が非常に増え続けている。生活保護扶助費に住民の保険の補正をあげ、現在受給世帯が2,666世帯もある。その大きな原因は、失業により雇用保険も切れて、保護を受ける者の仕事が見つからず、出し続けるケースが多いようであるというふうに書いております。

同じように、先ほど言いました、この条例ができておる津市、条例はつくってありませんが、松阪市においても、生活保護費の補正予算が上がっているということで、それこそ部長がおっしゃられましたように、既に周辺の市町においても、こういうケースが出てきているのが現状でございます。

だから東員町においても非常に取り組みやすい。ただ、人口とか、そういうものの割合においては、まだ研究する余地もあることかと思いますが、東員町においても、人ごとならぬ状況であろうかと思えます。

調査できるかできないかわかりませんが、この制度を使用した場合、何人ぐらい要るのだろうかという下調査も必要だろうし、先ほど部長がおっしゃられました近隣の市町においても、こういう状況が多いということにおいて、部長もいろんな答弁をされておりましたけども、東員町においても、もっと真摯なる対策を図るべきではないかと思っておりますが、新聞にも載っている、近隣の市町もこういう状況があるということも既にご承知と思えますが、新聞情報ともあわせて、さらにこの制度に取り組むというお言葉はいただけないのですか。

再度、ご答弁をお願い申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 岩田生活福祉部長。

生活福祉部長（岩田 利弘君） 現在のところ、国民健康保険料の負担につきましては、所得が著しく低い方につきましては、保険料の7割の軽減措置を行っておるところでございます。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） こういう時世に入って、安心して安全で暮らせる生活づくりということが、第5次総合計画にも書いております。こういうことを対応として図るのも、第5次総合計画における対策の一環ではないかというふうに強く私も感じますもので、部長の答弁も結構でございますが、行政を上げて、こういう制度に前向きな姿勢で取り組んでいただきたいことを強く要望して、3つ目の質問に入らせていただきます。

これは町長に対する質問でございますが、私がこれを書いた時は、まだ町長は次期選挙には出ないという表明はされておられませんでした。だけど、うわさではございました。

その中において、約8年にわたる行政のトップとして携われた中において、現在、議院内閣制及び反問権について、各地方においても、いろいろと議論されておられます。来年5月には現町長はおられないわけですが、この8年間、非常に苦勞されたと思えますが、この際思い切って、自分の腹を出していただいて、健やかな気持ちで退場していただきたいという気持ちから、3つ目の質問に入らせていただきます。

議院内閣制及び反問権についてでございます。

皆様もご存じのように、名古屋市の議会解散請求、また鹿児島県阿久根市の選挙処分など、首長の政治姿勢や首長対議会の対立が各自治体で起きております。その

結果に関しては、皆さんご存じのように非常に混雑を示しているような状況でございます。

また、大阪府の橋下知事の議院内閣制度の提案、そして知事の提案に基づいて、半田市議会では、議会内閣制の規制緩和を求めて、内閣府に構造改革特区の申請をされたようでございます。さらに反問権の採用も、各自治体で実施されているような状況も、多々お見受けします。

このような状況のもと、議会改革構造が多様化されることが予想されることから、議院内閣制及び反問権について、町長の本当の内心の率直なるお言葉をいただきたいと思っております。

よろしく答弁のほどをお願い申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） 藤田議員の議院内閣制と反問権についてのご質問に、お答えをいたします。

地方自治につきましては、憲法第92条において「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と規定されておりまして、また第93条第2項において、執行機関の長と議会の議員を、それぞれ住民が直接、選挙で選出する「二元代表制」を採用しており、執行機関と議会は独立・対等の関係に立ち、相互に緊張関係を保ちながら、協力して自治体運営に当たる責任を有しているものであります。

しかし、先ほど藤田議員が申されましたように、近年、「二元代表制」と「議院内閣制」についての議論が始まっておりまして、先月も半田市議会議長が、議会にも予算の提案権を認め、副市長や部長を議員が兼ねる「議院内閣制」を現行の地方自治法でも実現できるように規制緩和を求めて、内閣府に構造改革特区を提案申請されました。

また、総務省では、本年6月22日に「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方」を示し、その中で、「自治体の長と議会の関係の見直しの考え方」におきまして、現行の基本構造の見直しの方向性として、「例えば、現行の地方自治法は議会の議員が長、副市町村長、地方公共団体の常勤の職員と兼職することを禁止していますが、一部からはこれを容認するべきであるとの提案がございます。

一方で、長と議会の役割・権限を考えれば、議員が執行機関に参画し、長の指揮監督下に入ることは問題があり、長と議会の相互牽制機能の低下につながる恐れがあるという指摘もある」とも記されております。

基本構造を見直すには、様々なメリット・デメリットを慎重に検証されるべきでございまして、現時点では、「議院内閣制」についての私の考えは、議員が首長の指揮監督下に入り、首長のみの権限強化につながるのではないかと考えており、や

はり完全な「議会内閣制」は、国会の「議院内閣制」のように、公選の議員が首長を互選する形であると考えております。

次に「反問権」についてでございますけど、全国各地で「議会基本条例」や「議会会議規則」において「反問権」が規定をされておまして、三重県内では、伊賀市と亀山市の「議会基本条例」におきまして、議員の質問に対して行政側が反問することができるかと規定をされており、議会と行政の関係を明確にされております。

「反問権」を付与することにより、議会における議論の論点、争点が明確になり、住民の皆さんにもわかりやすい議会になるものと考えておりますけども、これら「反問権」につきましても、議会においてしっかりと議論、検証されるべきものであると考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） この質問というのは非常に難しいといいますが、答弁のしにくい問題ということはわかって、あえて質問したわけですが、もう少し町長の腹をお聞きしたかったなというふうに思っております。

時間がございませんが、議院内閣制に関しては、私も先の自治体議員研修会という形で津の三重県自治会館で講習を受けて、講師の西尾勝さんという方は、国の地方行財政検討会議のメンバーでもございます。その方が独自の意見を述べられた中において、町長おっしゃられましたように、議院内閣制に関しては介入することは非常に難しいということも書いておられますし、今度、総務部長になられました片山総務部長もとんでもないことだというふうに書いてございます。

とんでもないことでなくして、私は多少いいかなと思いますが、総体的に考えると、議院内閣制というのは二元代表制から逸したことでございますので、余り感心はしません。

ただ、今我々議員の中においても、監査という立場でやられた方もいらっしゃるわけですが、監査という立場を考えますと、監査をやった人は、何かしら慣習で、いろんな会議においては質問できない、そうになってしまうと口封じではないかと。監査をやったからこそ、どんなことでもいいからどんどんやっていいと。最終的にできるのが決算の報告である。ちょっと次元が違うかもしれませんが、そういうことにも関連することではないか。そういう部門に入っておりながら、何で議院内閣制には入らないのだろう。ただ、施策に入ることも、いろんなパターンがあると思います。その辺においても、門戸を開けるべきではないかなというふうに私は思っております。

今日、本当にお聞きしたかったのは反問権でございます。こうして私は質問しますが、行政側としてみれば、ここまで来ているんだけど言えないというものがあります。これは間違いなくあります。それを感情的ではなくて、私はこう思うけど、あなたの言っていることはこうではないですかとやり合う、こちらは一人です、

そちらはわっとおられます。そこに多勢に無勢というものが出ますけど、そういう問題ではない。お互いが腹を割り、そしてやること。私は反問権というのはやっていいんじゃないかと。その中において、ここ8年間やられておられた町長、反問権に関して、本当に必要か不要か、再度お聞きしたい。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長、簡潔に。

町長（佐藤 均君） お答えをいたします。

町とか行政側から見れば、反問権をつけていただければ、より議論ができると思います。ただ、こちらから言うべきものではございませんので、議会のほうで議論をして、つけてくださいということをお願いを申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） 議会としても、今の町長のお気持ちを十分に踏まえて取り組んでいきたいと思えます。

これで質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。